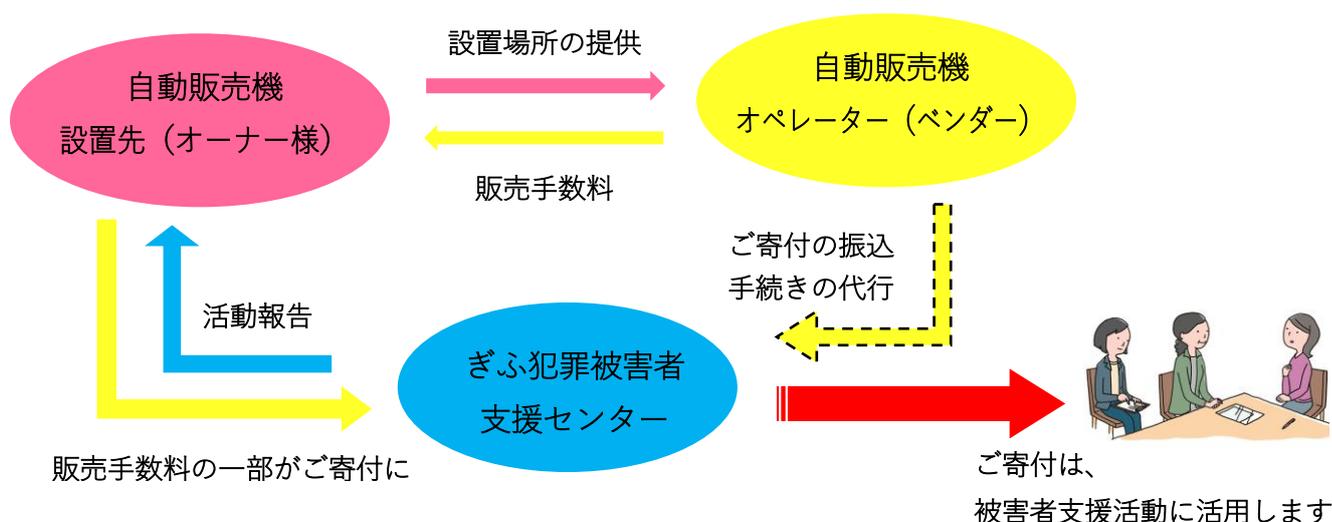


「寄付型自販機」の設置で、犯罪被害者支援をしませんか

犯罪被害者支援自動販売機設置のお願い

企業等の社会貢献活動として、犯罪被害者支援自販機の設置、置き換えにご協力をお願いします。自販機の売上げの一部をご寄付いただき、犯罪被害者支援活動に活用させていただきます。

寄付型自販機の仕組み



※設置先 (オーナー様) のご負担なく、社会貢献活動ができます。

こんな時、是非ご連絡下さい

- 新たに自動販売機を設置する予定がある。
- 今ある自動販売機を寄付型に変更したい。

設置していただくと・・・

- 自動販売機に、寄付型自販機であることを表示します。
- 寄付金は、税の優遇措置があります。
- 年1回、当センターの広報誌に掲載します。



自動販売機内の表示



<連絡先>

公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター 事務局
〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番12号シンクタンク庁舎
TEL 058-275-3933 FAX 058-213-3933 ✉ jimu@gifu-vsc.org